

公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項:国有財産の使用許可を受けて食品及び飲料用自動販売機の設置を希望する者
2. 設置場所:長崎県長崎市出島町1番36号 長崎税関
3. 設置台数:2 台
4. 使用許可期間:令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日
5. 募集者数:2 者(1 者 1 台の設置とする)
6. 選定方法:応募者により提案された使用料の額により競争を行う方法とする。
7. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
 - (3) 国税及び地方税の未納がない者であること。
 - (4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
 - (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
 - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
 - (11) 下記 8 の説明を受けた者であること。
 - (12) その他の条件については、下記 8 に示す場所において説明する。
8. 公募事項等説明の日時及び場所
 - (1) 日 時:令和7年12月24日(水)～令和8年1月19日(月)
平日 09 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分
 - (2) 場 所:長崎県長崎市出島町1番36号
長崎税関総務部会計課営繕係(長崎税関3階)
9. 價格提案書等の提出
 - (3) 連絡先:長崎税関総務部会計課営繕係(担当者:乃美) 電話 095-828-8637
10. 價格提案書等の無効
 - 本公告に示した公募参加に必要な資格のない者の提出した価格提案書等は無効とする。

以上公告する。

令和7年12月24日

長崎税関長 酒井 健太郎